
◆◆◆ 資 料 編 ◆◆◆

計画策定の経緯

期 日	主 な 内 容
令和4年12月～ 令和5年1月	「高齢者福祉に関するアンケート調査」の実施
5月～6月	「居所変更実態調査」の実施 「ケアマネジャーに対するアンケート調査」の実施
5月25日	長寿福祉委員会[第1回] 開催 - 第8期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) 居所変更実態調査集計結果について (2) 第9期計画の構成について
7月26日	長寿福祉委員会[第2回] 開催 - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) 人口推計と認知症高齢者の推計値について (2) ケアマネジャーに対するアンケートの集計結果について
9月6日	長寿福祉委員会[第3回] 開催 - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) 生き生きサロンの現状分析について (2) 基本指針、重点施策について
10月19日	長寿福祉委員会[第4回] 開催 - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) 第9期の介護保険料について
12月7日	長寿福祉委員会[第5回] 開催 - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) 第9期介護保険事業計画（素案）について
令和6年1月17日	長寿福祉委員会[第6回] 開催 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について 保険料の確定
2月	計画案に対するパブリックコメントの実施（2月1日～2月15日）
3月19日	長寿福祉委員会[第7回] 開催 - 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定について (1) パブリックコメントの報告 (2) 第9期行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について

行橋市長寿福祉委員会設置要綱

○行橋市長寿福祉委員会設置要綱

平成20年4月1日告示第22号

改正

平成21年4月1日告示第19号

行橋市長寿福祉委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、行橋市が行う老人福祉事業及び介護保険事業の円滑かつ適正な運営に関して審議するため、行橋市長寿福祉委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。

- ア 老人福祉計画の策定及び改定
- イ 老人福祉計画の事業評価等の進行管理
- ウ 老人福祉計画にかかわる他事業計画との調整
- エ 介護保険事業計画の策定及び改定
- オ 介護保険事業計画の事業評価等の進行管理
- カ 介護保険事業計画にかかわる他事業計画との調整
- キ その他計画策定及び進行管理について重要な事項

(2) 地域密着型サービス（以下「密着型サービス」という。）の運営に関すること。

- ア 密着型サービスの事業者指定
- イ 密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
- ウ 密着型サービスの質の確保、運営評価等
- エ 密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると認めた事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の定数は10名以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、所掌事務を遂行するために必要があるときは、委員会の会議に有識者等を出席させ、発言を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の期間中都合により継続しがたい場合、現任の委員が後任の委員を推薦するものとし、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。
(行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成及び進行管理委員会設置要綱の廃止)
- 2 行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画作成及び進行管理委員会設置要綱（平成17年4月行橋市告示第48号）は、廃止する。

附 則（平成21年4月1日告示第19号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	医療関係者代表
2	施設サービス関係者代表
3	在宅サービス関係者代表
4	福祉関係者代表
5	学識経験者
6	被保険者代表

行橋市長寿福祉委員会 委員名簿

種別	氏名	備考
医療関係者代表	橋 本 哲	委員長
施設サービス関係者代表	大 江 謙 一	
在宅サービス関係者代表	稲 富 武 志	副委員長
学識経験者代表	松 田 晋 哉	
学識経験者代表	安 藤 裕 成	
被保険者代表	鈴 木 美恵子	
被保険者代表	西 村 哲 成	

介護保険サービスの概要

	サービス	内容説明
居宅サービス／ 介護予防サービス	訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理、洗濯、掃除等の日常生活上の世話をを行う。
	訪問入浴介護／ 介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
	訪問看護／ 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
	訪問リハビリテーション／ 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
	居宅療養管理指導／ 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、通所により入浴、食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
	通所リハビリテーション／ 介護予防通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設、病院、診療所等で、通所により理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
	短期入所生活介護／ 介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期間、要介護等認定者を預かり、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
	短期入所療養介護／ 介護予防短期入所療養介護 （ショートステイ）	介護老人保健施設、介護療養型医療施設で短期間、要介護等認定者を預かり、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う。
	特定施設入居者生活介護／ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入居者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。
	福祉用具貸与／ 介護予防福祉用具貸与	日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための用具を貸与する。
	特定福祉用具販売／ 特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄のために必要な福祉用具を購入した場合に購入費を支給する。
地域密着型介護予防サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時対応を組み合わせた日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。要介護1以上が対象。
	夜間対応型訪問介護	夜間に、定期的な巡回訪問または通報を受け、利用者の居宅で、入浴、排泄、食事の提供等日常生活上の世話をを行う。要介護1以上が対象。

	サービス	内容説明
地域密着型サービス／ その他のサービス	認知症対応型通所介護／ 介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者に、デイサービスセンター等で、通所により入浴、食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
	小規模多機能型居宅介護／ 介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」、「通い」、「宿泊」のサービスを組み合わせ、入浴や排泄、食事やその他の日常生活上の世話や機能訓練等を行う。
	認知症対応型共同生活介護／ 介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者に共同生活（５～９人程度）の場を提供し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話を行う。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の有料老人ホーム等の入居者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。要介護 1 以上が対象。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホームのうち、入居定員が 29 人以下の施設の入居者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。 要介護 1 以上が対象。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供する。要介護 1 以上が対象。
	地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模の事業所で行う通所介護のこと。要介護 1 以上が対象。
	住宅改修／ 介護予防住宅改修	要介護等認定者の在宅生活の継続を目的として、手すり取り付け、段差解消、滑り止め、洋式便器取り替え等の住宅改修を行った場合に改修費を支給する。
	居宅介護支援／ 介護予防支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めたサービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護保険施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	入所者に対して介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。 原則として要介護 3 以上が対象。
	介護老人保健施設	入所者に対して、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。要介護 1 以上が対象。
	介護療養型医療施設	入所者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う。要介護 1 以上が対象。 ※令和 5 年度末までに他施設に転換予定。
	介護医療院	平成 30 年度から創設された施設であり、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えている。当該施設の入所者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の医療及び日常生活上の世話を行う。 要介護 1 以上が対象。

高齢者の居住施設（介護保険施設・有料老人ホーム等）の種類と市内の整備状況

（令和6年3月1日現在）

種類	有料老人ホーム			軽費老人ホーム （ケアハウス）	養護老人ホーム	介護老人福祉施設 （特別養護 老人ホーム）	老人保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型サービス			サービス付 高齢者向け住宅
	介護付き	住宅型	健康型						地域密着型 特定入居者生活介護	地域密着型 老人福祉施設 （小規模特養）	認知症対応型 居宅介護 （グループホーム）	
概要	介護等のサービスが 付いた高齢者向けの 居住施設 介護付きと表示する には、特定施設入居 者生活介護の指定 が必要。 介護サービスは、 ホームの介護・看護 職員が提供するか、 委託先のサービス事 業所が提供する。	①食事の提供 ②介護の提供 ③洗濯、掃除などの 家事 ④健康管理 上記のいずれかの サービスを提供して いる 通常は、介護は外部 から介護保険事業所 （ヘルパー等）を提供 し、介護以外の食事 等の提供を施設が行 うことが多い	食事等のサービスが 付いた高齢者向けの 居住施設。 介護必要となった場 合は退去が必要。	日常生活を行うこと はできるが、身体機 能が低下しつつある 人のための福祉施 設 介護が必要になった 時は、施設が介護 サービスを提供する 場合と外部から介護 保険事業所がサービ スを提供する場合が ある	常時介護の必要は ないが、心身および 経済的な理由などか ら居宅での生活が困 難な高齢者のための 福祉施設 介護が必要になった 時は、施設が介護 サービスを提供する 場合と外部から介護 保険事業所がサービ スを提供する場合が ある。	常時介護が必要な 高齢者のための福 祉施設 施設の職員が介護 サービス等の提供を 直接行う。 ※対象者は、原則、 要介護3以上	症状が慢性期（病院 で入院治療する必要 がない）にある高齢 者が、リハビリを中心 に看護、医学的管理 のもとでの介護、医 療、日常生活上の世 話を受ける。	長期にわたる療養を 必要とする高齢者が 一定基準を満たした 病院、病棟で、介護、 医療、その他の世話 を受ける。	定員29人以下の介護 付き有料老人ホーム	定員29人以下の特別 養護老人ホーム	認知症の高齢者が少 人数（9人以内を1グ ループとして）で、共同 生活をおくる	少なくとも状況把握 サービス（安否確 認）、生活相談を提 供する バリアフリー構造や 一定の面積、設備な どが定められている 高齢者向けの住まい 介護が必要となった 時は、外部から介護 保険事業者等が サービスを提供する
									市町村による指定 ※行橋市の介護保険証をお持ちの方のみ利用可能			
対象者	元気な方、要支援、要介護					要介護					要支援2 要介護	元気な方、 要支援、要介護
行橋市内 の施設数	5	26	0	2	1	2	1	1	0	1	10	1
	ファミリーホーム・アバン1号館 ファミリーホーム・アバン2号館 グランドホームゆくはし さわやか行橋館 さわやか行橋式番館	さらい さらい2号館 シルバーメイト館行橋 新芭蕉の杜 ひかりの里 かがやきの家 美咲の郷 メディカルホームこころ あんしんの家 くつろぎの家 コスモス今川 虹の家 はーとふるゆくはし 泉の里 ひだまり 大空 たゆみ おおはし苑 くる 大家族の家ほのぼの あさがお新田原 ほのかの郷 あおい あさがお西宮市 オブリ 榮荘		ケアハウスゆくはし ケアハウスゆくはし南館	みやこの苑	みやこの苑 石並園	行橋園	大原病院		おおはし苑	みやこの苑 愛の家 つるとかめ コスモス今川 あおいうみ 真心 コスモス今元 来夢 楽生緑 ほのぼの	ファミリーホーム・アバン3号館

地域支援事業と行橋市独自事業

サービスの類型				行橋市の実施するサービス名	内 容	サービスの類型	行橋市の実施するサービス名	内 容
地域支援事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型	旧予防給付型サービス	自立支援型ヘルパーサービス	生活援助や身体介護の必要な要支援者向けのヘルパーサービスを実施します。	包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	高齢者相談支援センターの運営、総合相談支援、権利擁護等を実施します。
			A型サービス	在宅高齢者軽度生活援助事業	簡易な生活援助のみのサービス(掃除や調買物等)で行橋市独自研修を終了した方が訪問します。		在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関を介護事業所等の関係者の連携を推進します。
			A型サービス	緊急時におけるホームヘルプサービス	一時的に身体介護・生活援助の必要な方を対象に、概ね3ヶ月程度の専門的な支援を実施		生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター等を配置し、地域の社会資源把握や生活支援サービスを担う団体等と連携して、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加や就労活動の推進を一体的に図っていきます。
			C型サービス	専門相談・専門指導訪問事業	栄養士や理学療法士・作業療法等が自宅に訪問し生活指導等を行います。		認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員の配置、認知症初期支援集中支援チームの派遣等を行い、認知症高齢者の早期発見、早期対応、認知症高齢者とその家族を支援する体制の構築を推進します。
		通所型	旧予防給付型サービス	自立支援型デイサービス	要支援者向けに身体機能の維持・向上、生活行為の維持・向上を実施します。		任意事業	地域ケア会議推進事業
			A型サービス	行橋市活動型デイサービス事業	社会交流の場を提供しながら、身体機能の維持・向上、生活行為の維持・向上、その他に閉じこもり予防、認知症予防等介護予防に必要な活動を支援します。	介護給付適正化事業		介護保険給付サービス等が適正に提供されているか定期的に点検を行います。
			C型サービス	短期集中通所型予防事業	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個性に応じて、運動器の機能向上、日常生活動作や家事動作の改善等のプログラムを複合的に週2回、3ヶ月程度の短期間実施します。	認知症高齢者見守り事業		認知症高齢者等に対し、行方不明等緊急時に迅速な搜索活動や早期発見につながるよう警察等関係機関や地域と連携して見守り体制を構築します。
		生活支援			食の自立支援事業 (見守り・配食サービス)	行橋市に居住する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者夫婦世帯等で、要支援・要介護状態の者及びその状態になりうるおそれのある虚弱高齢者や心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な方に対し、見守りを実施しながら食事を提供します。	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域・職域・学校等において認知症の人及びその家族を支援する「認知症サポーター」を養成することにより、認知症の及びその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進を図ります。
			ケアプラン作成	介護予防ケアマネジメント	要支援者や事業対象者の自立した生活が営まれるよう高齢者相談支援センターがケアマネジメントを行います。	成年後見制度利用支援事業	市長による成年後見の申立てや低所得高齢者等の申立て費用の助成、成年後見人等の報酬の助成を行います。	
		一般介護予防事業			介護予防把握事業	日常生活圏域ニーズ調査や高齢者実態把握を行います。	保健福祉事業・特別給付事業における生活支援サービス等 (高齢者の自立支援と重度化予防)	緊急時における福祉用具貸与
			介護予防普及啓発事業	リスク拾い上げ型介護予防:運動器疾患対策、認知症予防教室等を実施します。	在宅高齢者ショートステイ事業	日常生活を援助している方が疾病、冠婚葬祭、出張、旅行、学校等の公的行事への参加その他やむを得ない理由等により、一時的に日常生活の援助を受けることが困難となった方を泊り機能のある施設で支援します。		
				高齢者生活支援事業(住宅改修)	要介護認定を受けておらず、かつ、転倒の危険性がある高齢者がいる市県民税非課税世帯の方に対し、手すりの設置・段差解消・福祉用具の購入など支援します。※支給限度額 75,000円			
			地域介護予防活動支援事業	地域支援型介護予防:小地域での複合型介護予防教室を実施します。	介護用品購入費支給事業・家族介護慰労金支給事業	介護による家族の経済的負担を軽減するための事業であり、介護用品(紙おむつ等)の支給、及び高齢者を自宅で介護している家族に対する慰労金を支給します。		
				食の自立支援事業	要介護認定者で栄養管理や見守りを必要とする方への配食サービスを行います。			
				地域リハビリテーション活動支援事業	いきいきサロン・老人クラブ等からの依頼による講習会(出前講座)の実施や、介護予防教室開催に必要なボランティアやサポーターの養成を行い、地域での運動の場や集まりの場を促進します。	緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者等の緊急時の対応を目的として、ボタン1つでオペレーションセンターへ通報できる装置を設置するサービス(緊急通報システム設置事業)。また、緊急通報装置を設置した利用者に対し、月1回程度の電話による安否確認も行っています。	
			一般介護予防事業評価事業		地域での集まりの場や自宅への訪問、通所や入所施設にリハビリテーション専門職等が関与して、介護予防の強化や重度化予防に取り組みます。	老人福祉電話の貸与事業	電話を取り付けていない一人暮らし高齢者等の孤独感の解消及び安否確認等を目的として電話を貸与するサービスです。	
				高齢者福祉サービス (一般高齢者施策)	老人日常生活用具給付等事業	要介護認定者も含めた虚弱高齢者等を対象に、電磁調理器等の介護保険給付対象品目以外の日常生活用具の給付や貸与を行うサービスです。		
						あんしん情報セット配布事業	万が一の病気や災害時などにかけつけた人が迅速な救命活動の支援を行うことができるよう、かかりつけ医療機関、緊急連絡先を記入したシートなどを専用容器に入れ冷蔵庫などで保管できる「あんしん情報セット」を無料配布します。	
						在宅高齢者居室等整備費補助事業 (福岡県住みよか事業)	非課税世帯で介護保険での住宅改修サービス費支給以外に住宅改修が必要な方へ費用を助成します。	

行橋市老人保健福祉計画・介護保険事業計画[第9期]

発行 福岡県行橋市
〒824-8601
行橋市中央一丁目1番1号
電話 0930-25-1111（代表）

発行年月 令和6年3月

